

第4回子ども・子育て支援事業計画専門委員会 議事録

開催日時：平成26年3月13日（木）13：00～15：15

場 所：名張市役所2階庁議室

出席者：委員10名

事務局 子ども部長、子ども政策室長、保育幼稚園室長、子ども政策室員

1. 委員長挨拶

2. 議事

(1) 認定こども園について（報告事項）

○事務局説明

（委員長）

ありがとうございました。議事の1番、認定子ども園について事務局からご報告をいただきましたのと、前回の議論の教育保育提供区域の設定に対する議論の内容についてまとめご報告をいただいたところですが、今事務局からご報告ありました件について何か質問なりご意見がありましたらお願いします。

（委員）

一番最後に議論の内容について、教育保育提供区域の設定に関する議論の内容についてということ、今お読みいただきましたけれど、ここには、前回は議論がそれに終始したかとは思いますが、あくまでもこれは前回の議論であって、ここでこれが子ども権利委員会に伝わって、もちろん内容としてはいただきますけど、この状況で今日終わるというわけではないですもんね。ということで、といいますのは、幼稚園から認定子ども園に移行を促進していうところがちょっと強調されてるよう思うんですが、はい。それは全体の保育サービスの供給量を増やすということでまとめられてありますけれども、今一方で、幼稚園と保育園が名張市に両方あるということの中では、何を懸念しているかと言うと、1つは保育サービス量の供給量が足りないということと、もう1つは、教育への、前回の統計でも見られたように、教育への意識の高さですよね、住民さんのね、それをじゃあどうしていくかというときに、幼稚園としての供給量を増やすっていうのも大事ですけど、一方で保育所のニーズが今の段階でニーズは高いのに、意識としては教育的意識が高くなったときに、じゃあその保育園をどのような形で

推進していくかっていうところあると思うんです。名張市としてどうとらえるかっていうところ。で、そこについては、新たな議論としてもう1度考えていただく必要があるかなと思います。今の名張市では、公立保育園が民営化してきたという経緯もありますし、やっぱり幼稚園よりももちろん保育所のほうが多いという現状もありますので、そのあたりを名張市としては、どのような考え方で、全体の教育、保育の質を上げていくかっていうことを、もう1度見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っています。で、こちらのですね、ごめんなさい、もう1つです。そのもう1つ前に読んでいただきました設置の趣旨ですね、名張市保育所、幼稚園における幼児教育のあり方に係る検討会議についての案というのがございます。そこには、24年3月に方針としてまとめていただいた部分を受けてだと思んですが、その中で、幼児教育、保育については、全て同じカリキュラムにより、幼児教育、保育を行うのではなく、幼保の共通する部分を目標として、取り出して同じ方向を向いて進んでいくという共通認識を持ちながらっていうところを、もう少し整理する必要があるのかなと思います。と言いますのはそのもう1つ前の前の前々回のこういう会議があったと思うんですが、そのときには、スタンダード、幼児教育のスタンダードというものを掲げてたと思うんです。何がスタンダードかっていうところについての議論は、進めていただく必要があるかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。もっと他にもし何かありましたら。他の委員さん方はいかがでしょうか。

(委員)

質問なんですけど、いいですか。

(委員長)

はい。どうぞ。

(委員)

認定子ども園への移行に当たっては、質の高い幼児教育に対するニーズが増加していくというふうに、カリキュラムの内容等についてっていう項目があるんですけども、このなんて言うんでしょう小学校だと、文科省からこういうことを1年生でやってください、2年生でやって下さいっていうのがある程度あるんですが、その認定子ども園、つまりその未就学児についてのそういう、こうあるべきみたいなものは、国としてはまだ全くない状態で、名張市として、このカリキュラムを考えなければいけないっていう状態なのか、それともある程度は国が何かしてる状態なのか、お尋ねしたいんですが。

(事務局)

例えば保育所については、保育所の保育指針っていうのがございます。で、幼稚園については、幼稚園教育要領っていうものがありまして、その中で、最低限こういうことをやらなきゃいけないねっていうことが書かれているというような状況でして、今回のその新しいタイプの幼保連携型、認定子ども園については、要はその保育所の保育指針と幼稚園教育要領を合体させたようなものを作っていこうと。いいとこどりのような形で、うまいことできないかっていう議論が進んでまして、一応ですね、前回、平成20年か21年ぐらいに保育指針と教育要領改正されてるんですけど、そのときもその両方ばらばらにやるんじゃないかとある程度こう項目だとか、そういうものも統一していこうっていう作業がですね、前回のその指針、教育要領の改正のときからされてまして、比較的そこは、もう保育所特有の何かそういうのがあるとか、幼稚園だからこうとかっていうのは、もうさほどなくなってるという状況があります。で、ここにカリキュラムの内容等っていうふうに書かせていただいたんですけども、そういう指針が出てきまして、さらに現場では保育計画とか、その個々の子どもについて日々、どういうようなこの子の課題があるかとかっていうのをやられているので、そういう部分についてその保育の必要な子どもと必要じゃない子どもっていうのが出てくるので、共通に施設側が与えなきゃいけないものは何なのかとか、で、その長時間預かる子どもについては、その長時間の部分、どういうふうに過ごさせるかっていうようなそういう個々人の計画の部分についても、そこは少し、いきなりやれって言われてできるものでないので、そこらへんは精査が必要かなと思うところで、やっぱり県内でも伊勢市が唯一公立の認定子ども園やってまして、そこに聞いてみたらやっぱりそのカリキュラムとか、個別の保育計画なんかも合わせるとやっぱり1年以上現場と議論したっていうふうなこと聞いてまして、そういった部分については、やっぱりその保育所、幼稚園、簡単になっちゃうとできるものじゃないので、少しきちんとその幼稚園教育、保育ニーズ、両方に対応できるようなものを作っていくっていうのが相応の時間が必要かなっていう部分がございます。

(委員長)

ありがとうございます。ここの議論を子ども権利委員会に報告するのは、いつのあれになってましたかね。

(事務局)

今日、権利委員会のほうに今までの審議の審議結果の報告っていうことで考えておりまして、その中で、その議論の経過の報告もいただきたいなというところで、その1つの参考のメモとして、議論の内容についてというのを整理をさせていただいたという状況です。

(委員長)

はい。そうしますと、吉永先生からご意見いただきました、幼稚園から認定子ども園への移行を促進するというのに、文言としては現れているけれども、幼稚園の、保育園のほうでも、やはり教育的な面っていうのを取り入れていって、やはり質の高い保育、幼児教育を目指さんといかんということで、保育園のほうも視野に入れてやはり考えていかななくてはならないということであったかと思います。あと、スタンダードって、今、吉永先生、同じ方向を向いて進んでいくという共通認識をしながらというようなことをもう少し確認し合うというか、おさえるっていうことでよろしいでしょうかね。他にご意見はいかがでしょうか。もしなければ、次の事業量の見込みの設定についてに移っていてもよろしいですかね。はい。それでは議事の2番のほうを説明をお願いします。

(2) 事業量の見込みの設定について (審議事項)

○事務局説明

(委員長)

はい、今事務局から事業量見込みの設定案について、お示しをいただきました。趣旨でありますとか、算出方法、見込み概要について、お示しいただきまして、こういう点について、まずそのちょっと論点のほうは後でやるといたしまして、基本的な算出方法でありますとか手続き的なところで何かご質問等ありましたら、お伺いしたいと思いますけれども。

(委員)

すいません、基本的な部分の確認なんですが、一時預かり事業の平成24年度1955人っていうのは、延べ人数？

(事務局)

延べですね。はい。

(委員)

これはもう延べなんですね。

(事務局)

延べです。はい。

(委員)

どんな質問でもいいですか。

(委員長)

どうぞ。はい。

(委員)

テーマを制約されたようなので、主な論点というか、主な論点でね、放課後児童クラブの高学年の児童の利用規模ってありますね、これちょっと私どもも関わっている部分があるんですけど、高学年まで利用しないね。

(委員)

利用しないと思う。子どもが行かないと思います。

(委員)

利用しないね。

(委員)

絶対に行かないと思います。確信を持って。今は兄弟の子は入ってる子もいるけど、兄弟いても俺は帰る、私は帰るって言って、兄弟が学童行ってても帰る子もいるし、習い事行く子もいるし、高学年で素直に学童に行ってくれるなんてあり得ないと思います。今の子が特に。

(委員)

行っても仲間が皆低学年ばかりだとね、ちょっと入れないよね。

(委員)

高学年もいいですよって言われても、そんな先生のいるところで、はい宿題やろうね、とかおやつだよとか、言われたくないので、高学年はそんなに利用はしないと思います。そんなこと考えなくていいと思うんです。はい。

(事務局)

高学年一応これ、4年生、5年生、6年生っていう形で、定義づけてるんですけども、やっぱり4年生でもそんなに利用はなさそうですかね。

(委員)

ちょっと私も4、5年ずっと見てると、今言われたような答えが正しいのかなど思ったりするね。ただ今まではだいたい3年で規制してましたからね。それが、都合で4年生もちょっと入ってよって言うときに、どうなのか、意外と入らないんだよね。これはちょっと地域でも差があるのかもしれないけどね。

(委員)

子供が4年になったら、帰って自分で鍵開けて好きにしているほうが、親としても恐らく習い事なりなんなりあるので、学童に預けておくよりは、っていう考えの人のほうが多いかなって。名張では聞いたことないけど、民間の学童なんかで、それこそ全部英語でうちはやっていますみたいな学童とかができれば、英会話教室に通わせるのと同じ感覚で、行かせるような親御さんもいるとは思いますがけれども、何かプラスアルファがない限り、高学年が学童に集うっていうことは、難しいかなと思います。

(委員)

そしたら論点でちょっと話入ったんで、病児病後児保育についてなんですけど、最近うちの園でもそういう話が出まして、これから4月にできるところでの実際のその利用に関してなんですけど、时期的な、やっぱり保護者としては必要やと思うんですけども、その必要な時期がみんなかぶる。季節柄、やっぱりその風邪をひいたり熱を出したりっていうときに、実際に急であって、やっぱり春とか夏とかは、やっぱりそこを利用するかって言ったら利用しないので、この1日12人ってなっても、やっぱりそうやって実際の統計出てる伊賀市とか鈴鹿市のようなかんじでなると思うので、もうそこらへんも一概に3500人っていうのは、必要か必要じゃないかっていうふうな質問やったら必要になるんですけども、実際じゃあ1年間を通してどの時期に必要かって言ったらもうたぶん限られた2、3ヶ月くらいの間だけになると思うので、そこらへんも見直しができるのであれば、その放課後児童クラブと同じような形で、もう下の主な論点のところでも2つ挙げてくれてあるので、たぶんここは見直しが必要ではないかっていう形で、たぶん挙げてくれてあると思うんですけど、実際に名張西保育園の運営委員会にも話が出てたので、またちょっと検討してもらいたい。あとあれですよ、なんか実際に開く時間も病院が始まってからみたいな形なんで、なんか保護者としては預けにくい8時半から働く方が9時の病院開くまでの間待ってられるかっていう意見もあったり、

(事務局)

そうです。やっぱり病児病後児は、特にその利用方法のところ、どうしても一定の制限がかかってしまいますので、その部分でやっぱり実際、その利用の希望と、実際の利用っていうのがどうしても差ができてしまうっていうのが、現状ですね。

(事務局)

病児病後児は一旦は定員を3人で対応するんですけども、医師会との協議によって、小児科の先生方がもし開設する準備があるならば市としても実態も踏まえて対応していかなければならないという、この辺のことが1点あります。放課後児童ク

ラブにつきましては、この5年間で7園ですね、増築をさせていただいてると。いうことで、この数字見たらですね、もう増築する場所がないんですよ。そういうところもありますけども、ただ本当に子どもを取り巻く環境が非常に厳しいので、放課後児童クラブの安心安全な対応については、特にニーズが高くなっていくという、こういうところをちょっと行政として考慮してはいますが、現時点ではある程度その31年までの見込みをですね、確実に女性の社会進出というところが出てきますので、その分をいかに見るかというのが1つ重要なところですよ。

(委員)

それを聞いちゃうと、児童クラブ作るよりは安心安全な町づくりに励んでほしい気がするし、病児病後児保育するんだったら、子どもの健康にもっと留意して、食育談義、環境保全などを進めてくれればいいのになという気はするんですけど、こんなにニーズはないと思います。親としてありえへんっていう数字なんですけど。

(事務局)

こんなことがあったら大変なんです。指導員の先生方も施設もね、もう大変なことになって、抜本的に施設整備の計画を見直していかないと。

(委員)

たぶんなかなか現状ってつかみにくいかもしれませんが、よろしいでしょうか。統廃合、例えば来年度3校が統廃合っていいですか、廃校になって合併しますが、そうしますと距離が遠くなることがありますよね、1つはね。距離が遠くなるときに、先ほどの地域の環境であったりするわけですけども、高学年が実際に放課後児童クラブ利用しないかって言うと私は逆に利用しなければ、本当に不安定な状況が起こるんじゃないかなっていう実態がね、そういうことになるんじゃないかなっていう気持ちもあります。そして、また子どものこれ5年後ですけども、子どもの本当に個性差っていうのがすごく今でてきてる中で、やはり家庭で1人で置いておくっていう、そういう状況がですね、見守りができないっていうことだと思うんですけども、厳しい時代になってきてるのかなというふうな実態は感じています。現場から見ている状況ですけども。そうなりますと、その実際ある放課後児童クラブでは、なかなかそのニーズに対応できるような職員体制が敷きにくいっていうふうなことも聞きますし、今度新しいこの事業の中にも放課後児童クラブで、支援の必要なお子さんが何人かいるようになったら、また1人の職員が配置できるかもしれないようなことも見える中で、それほどにやはりその放課後児童クラブのニーズっていうのは、質も高くなってきてるんじゃないかなというふうに思います。そういうことをどう勘案していくのかなというところも、実際この利用数だけではなくて、勘案していく必要があるかなというふうに思います。病児病後児保育につきましては、今は一定の医院のほうで引き受けていただいて、4月からスタートって

ということですがけれども、実際はその医院にかかったことのないお子さんが突然そのときに、登録してあるからって言って、お預けするっていうことはなかなか難しいのかなと、そうなりましたときには、病児保育は難しいですけれども、病後児保育なら、保育園の隣接するところというふうなことであれば、放課後児童対策もそうですけれども、病後児の保育なんかもニーズとしては高まるんじゃないかなって思います。実際、今保育園では、お母さま方の働く時間、時間ていうか、状況ですね、状況がなかなか厳しいですので、子どもさんが、例えば8度9度熱出したからって言って、30分以内に帰ってこれるっていう親御さん本当に少ないんですね。そうすると、その段階で、やはり安心安全な状況を作る必要があるんですけども、今のところはそれを本当にもうお待ちするしかないっていう現状も多々あるように聞いてますし、数だけでは難しいなっていうふうに思います。数というかこの必要数が、どういうふうなニーズを持った数なのかっていうところがあるのかなというふうに思います。そうすると、見込みの概要っていうところでは少し読み込みする部分が必要になってくるのかなというふうに思わせていただきました。以上です。それから、預かり保育と一時預かりの事業は違うっていうところと、今もうちょっと質問ですけれども、24年度90人の預かり保育っていうところ、ちょっと説明いただきたいんですけど、その上の一時預かり事業ではなくて、預かり保育っていうところなんですけど、どのようにやっておられる。

(事務局)

幼稚園で、昨年度その預かり保育の実態調査をさせていただいて、その中で、定期的に利用していると。週3日以上ですかね、具体的には。週3日以上使ってるような方がどれくらいいるかという調査をとったところ、約1割という回答が返ってきましたので、その1割という数に、だいたい幼稚園通われてる方が900人くらいなので、その1割として90人、おおよそいるんじゃないかということで、出しております。その週3日以上、幼稚園、通常の間で降夕方くらいまで預かってもらってる方がこの程度いるということです。

(委員)

今のお話ね、数的にね、ちょっと厳しいっていうか、出しにくいのはわかるんですけどね、そこで今インプットされてないのはね、地域づくりがどの関わり方をするかなんですよね。要するにその放課後児童クラブの代わりにと言っちゃなんですけど、高学年になったらね、私もそうだったんですけど子どもさんがよくね、遊びに来たり、遊び相手になったりしますね。だから、そのへんが、地域とのリレーションになると思うんですけど、それも今から考えると1つの放課後児童クラブと一緒に機能を果たしているのですね、だからその選択肢はね、我々してるんじゃないくて、子どもがするんですよ。あのおっちゃんとか行ってな、何か遊んだとかね、何したとか、公園行こうとか、その児童クラブが悪いとは言わないんだけど、箱づめで

すよあそこは。そうすると、高学年になってくるとどうしてもやっぱり個性的な生き方をしてくる。今ふっとそのとき思ったんですけど、私の家に毎日2人来てましたよ。だからあれが1つの地域のかなと思ったりして。で、そうですね2年くらいたったらさら一っと消えていくというか、もう会ってあいさつするくらいのことですね、あんまりこのある一定時期だけかなと思ったりするんですけどね。だからそんなその地域のなんていうかね、青少年育成云々っていうことをよくみな言うんだけど、中身においてはそういうことも1つ、お手伝いしていかなきゃいけないかなと思ったりしますね。別に親に頼まれた話でも何でもありませんけど、子どもがある程度自由に選択していると。子ども同士っていうのもありますね。だから読めない部分は確かにあるんですけど、そういうふうに地域づくりとしてもお手伝いをね、あまり無責任なことではできませんけど、お手伝いはすべき、あったほうがいいかなと思ったりします。はい。

(委員)

すいません。放課後児童クラブの話であれなんですけど、元々統廃合の話ですよ、うちもその子どもを統廃合の対象の学校に行かしてるんですけども、すごい利用されてます。高学年の方。当然、帰れないからなんですけども、統廃合になった場合、その帰れない子はやはり増えると僕も思ってて、すぐそれが減少に繋がるとは僕も考えてはいないんで、やはり最低限やはり見ないといけないところは、やはりそういう統廃合によって、すぐ自分の足では帰れない場合の子どもをやっぱり見ないといけないのではないかなと、やはりそこは思いますね。これから先も統廃合は進みますっていう話が出てる中で、そこをやはり簡単に高学年やから減りますってというのは、一概には考えられないと、僕はちょっと考えています。

(委員)

統廃合って地区にバスとか出るんですよ。

(委員)

出ますね。

(委員)

ですよ。だから、バスで、逆にバスで帰されちゃうので、帰れないっていうのはないんですか。

(委員)

帰ってしまっても、家に誰もいないので、帰れないじゃないですか。だから、利用する。歩いて帰れるのであれば、友達の家に行くかもしれないし、家に鍵を持って帰るかもしれない。けれども、それができないのであれば、利用せざるを得ない

っていう子も出てくる。それに、先生方もあれなのかもしれないですけど、国津、名前出してごめんなさい。国津、すごい利用が高いんです。っていうのは、やはりその先生方の力量なのかもしれないんですけども、高学年の方はすごい楽しんで小さい子も見てもらってますし、一概に高学年だから帰るとは言いがたいところも、僕は見てきてるので、すごい楽しそうに、いつも遊んではりますので、先生方のあれにもよるかもしれない。

(委員)

誰かさんもおっしゃられたけど、内容なんです。子どもがそこにいておもしろいっていうところだったら、放課後児童クラブははやるんだけど、一般の、一般の小学校の児童クラブがおもしろいかっていうところが、その児童クラブって言うところに何か無理があるような気がするので、全然違うので、各児童クラブで。あんまりおもしろいとは聞いてないので、私の知ってる範囲では。だからその辺がどんな児童クラブなんかによる。それこそ認定子ども園じゃないけど、どんなサービスを提供できるかのスタンダードがあれば、こういう議論できるんだけど、いやすごい子どもたち楽しんでるっていうイメージの方と、いや全然っていうイメージの方とでは、児童クラブが1つのものであるって、こういうものであるっていう議論がちょっとしづらいんじゃないかなと思う。今高学年がたくさん利用している国津のようところが何をしているか。で、実際利用していないところが、どんなことをしていて、どういう内容で、どういうふうに時間過ごしてるのかっていうのがわからない。ちょっと議論がかみ合わない。どこまでもかみ合わないし、それで事業量見込みっていうのもまさしくそのサービスが、じゃあつつじが丘小学校の放課後児童クラブにそれが継続、引継ぎされてそっちでできるのかっていったら、たぶんそうじゃないんじゃないかなって思うんですけど。

(委員)

楽しさは僕はどうでもいいと思うけど、その利用するかしないかっていうのは、統廃合によって増えるか増えへんかっていうところを言われてたんで、そういうところを加味されたほうがいいんじゃないかなと。

(委員)

そのベースは確かに絶対違うのはわかるんですね、ある程度親もわかってはると思うんで、ただ絶対預けないといけない状況が出てくる可能性が今後統廃合によっては出てくるんじゃないかなっていうのは、あるのではないかなと僕は思います。

(事務局)

ちょっと今の放課後児童クラブの動きですけども、この5年間でニーズが高くなってきてまして、7つ、部屋が満杯になりまして、放課後児童クラブの待機児童が発

生しました。大西室長が担当したときに整備計画作って、7つを整備してきました。今ですね、2つのクラブが飽和状態になってまして、25年度に1つ、それからあと27年度に1つ、整備をしなければなりません。それだけ放課後児童クラブのニーズが高くなってきましたのが1つと、それから障害児、特別支援学級の子どもも普通学級での発達障害、発育に問題がある子どもについても、子どもとの交流をしながら、自立を促進していくということで、通知も来てまして、積極的に受け入れていくとこのようになってますので、これからですね、本市としては、その整備計画をこの計画に合わせた内容で、ちょっと見直しに入ると。こういうことが1つ課題としてはありますけども、今のまま10万人都市を目指す動きが流れれば、確実にですね、この推計数値同様、子どもが減ってきますので、実際5年後ですね、実際に子どもがこの推計表では減ってきますので、あくわけですけれども、保育ニーズが特にですね、校区の話言うたら申し訳ないんですけど、そういうふうな学校をそういうふうな就労の場に提供することによって、女性の社会進出がもっと加速してくることが予想されてますので、そんなんも含めてですね、トータル的にどうなるんかなっていうのをちょっと推計していかなきゃならないという、こんなことでございまして、人口は増えてくるけども、そういう背景或いはニーズというのも加味しながら5年後の推計を出さなければこうなかなか雇用できなくて、難しいちょっとかんじです。

(事務局)

さっき言ったように0歳のところ過去5年の平均を取ってますんで、その出生率が過去5年同様だったらっていう、そういう前提になってますんで、名張市の場合、今1.39でしたかね、っていう数字になってますので、これが例えば一気にこう何かの施策によって上がってくるっていうことがあれば、この推計も当然変わってきますし、今の現状をこうば一っと維持した場合にだいたいこの児童の数、推計、少しずつ減っていくっていうような推計になっていくということなので。

(委員)

どうであれ、見通しは60年前にね、学校、小学校をばんばんばんばん建てて、今ばんばんばんばん減らしてるわけやろ。だから当時の市長さんは誉れだけど、今の市長さん大変や、しりぬぐいしていかなあかん。それと一緒に本当にこれもうちょっと慎重に議論せな。7つ増やしてくれてありがたい話やねんけども。

(委員)

児童への聞き取りも必要やと思うよ。児童によるわな。でも今サービスって話出たけど、そのカリキュラムにもよるわね。

(委員長)

ただ子どものニーズっていうか子どもが喜ぶかどうかっていう問題とはまた別に、やはり子どもの安全安心はね、きちっと確保していかないといけないという問題は残ってくると思うので、これはどちらかというと親御さんのニーズであって、親御さんがやはり半数はやはり残したいというふうに思ってもらっちゃうのも時代的な背景を考えるとあるかなってことだと思いますね、恐らく厚労省なんかもそういうかんじでやはり国のほうもそういう意図があって出してきたことなんじゃないかなっていうふうですね。これは議論を出し合うだけで、そちらでお聞きして、適当な水準をお決めになりたいのかなと。

(事務局)

そうなんです。それでまた変えさせていただいて。総合的に判断させてもらって。

(委員長)

総合的にそちらのほうでっていうことになるわけなんですかね。

(事務局)

例えばですね、病児病後児保育なんかですと、今回の市の考えてる形では、弁当持参っていう形式が前提になってですね、そうしますと、この前導入しました保育ママっていう制度なりまして、これ導入したばかりなんですけども、保育ママについては、これ保育所の場合は当然給食で、弁当持っていかなくてもいいっていう状況なんですけども、この保育ママ、保育士の自宅で預かりますよっていう形でやると、どうしてもちゃんとした調理室がないもので、弁当持ってきてもらうという形式で今やってるんですが、それだと昨年の8月にスタートしまして、その時点で待機児童が40人いたんです。40人は保育所利用したいっていう方がいたんですけど、そのスタートした時点では保育ママが2つオープンしまして、10人入れる状況だったんですけど、実際に入ったのは4人しか入らなかったと。40人が入りたいうって手挙げてたんだけど、いざその形式で提案すると、4人しか入らなかったっていうことで、だいたい1割くらいがそういう形でもいいから、どうにかして入りたいうことで、入られたってことで、実際はやっぱりこの3535人っていう数字、病児病後児で出てきますけども、そういう利用料金、利用方法勘案したときには、やっぱり1割くらいがマックスなんじゃないかなと思うんですよね。実際隣の伊賀市も200人弱くらい述べで。なんですけども、季節によって偏りは当然出てくるんですけど、おおむねその程度のやっぱり数字になってくるんじゃないかなという考えは持ってます。

(委員長)

これはどういう形で保護者に示されているんですかね。その弁当持参とかって

うのは、ご存知だったわけですか。その保護者にニーズ調査しているときは、どういう形で聞いているんですかね。

(事務局)

ニーズ調査の段階ではこの病児病後児保育は制度がなかったものですから、単純にその子どもが病気になってその預かり先がなくて困ったことがありますか。で、イエスかノーなんです。はい。で、イエスの方を足していくとだいたいこの3535、延べで。

(委員長)

そうするとあったら利用しますかっていうことではなかったわけですか。困ったことがありますか、っていうことだったのかな。

(事務局)

そうですね、その子どもが病気になって、その預かり先がなくなって、困ったことがありますかと。で、その困ったことがある人について、その日数も聞いて、でその人数と利用日数をかけるとこの延べの数が出てきますので、それが3535という形で、一応ですね、一応あのニーズ調査の段階では、そうですね、一応聞き方としては、そういう聞き方になってます。はい。

(委員長)

つまりそういう制度があったら利用しますかということではなかったということですね、困ったことはありますかということですよ。

(事務局)

そうですね。そうですね。ちょっと待ってくださいね。お子さんが病気などで普段利用している保育サービスだとか、そういう事業が利用できなかった場合にどうされましたかということで、例えばその父親が休んで子どもの面倒を見た、母親が休んで面倒を見たというような形で、回答が来たことに対して、そういう場合に父親や母親が休んだ場合にその保育施設などを利用したいですかと、いうことで○を付けていって、そこに日数、病気の日数も書いているので、その合計を出したという形ですね。だからその病児病後児保育の制度の説明とかその利用方法とかを明示して、回答したわけではないと。ここには、そのそういう父親が休んだ、母親が休んだってというような場合に、保育施設等を利用したいですかというところで、尚書きで、病児病後児のための事業等の利用には、一定の利用料金が発生し、利用前に医療機関に受診する必要があります。とは書いてあるんですけども。この利用料金がいくらで、その利用するには弁当が必要だとか、そういう詳しいところまでは書いてないので。

(委員)

この前の主な調査結果の病児病後児保育の利用希望では利用したいと思わないが67パーセント出てるんですよね。

(事務局)

そうですね、そうですね。はい。

(委員)

ですよ。で、要はこっちはそれを加味せずに、ただ今言われたような数字だけを出してるのと、調査結果では利用したいと思わないが67パーセントもあるっていうのも考えないといけないってことですね。

(事務局)

そうですね。利用したいの33パーセントの部分の計算ということです。そういうことです。はい。なので、病児病後児保育についても放課後児童クラブに関しても最低限の部分が対応できるようなどはきちんと確保しながら、この額面通りにいってしまうとどうしてもやっぱり全国的な傾向でもあるんですけども、少し高くなりすぎてしまうので、それを今日いただいたような部分を踏まえながら、最低限のところを確保しつつも、少しちょっと調整をするような形で、考えていこうかなど。

(委員長)

何か最低限って言われると、どこらへんが最低限かっていうのが、本当に難しい話ですよ。その病児保育は病院でやるし、病後児保育はどういう体制でやるっていうことは決まっているんですか。

(事務局)

病児保育も病後児も同じ施設で、一応医療機関の中で、医療機関に併設するような形になるんですけども、

(委員長)

両方とも。

(事務局)

はい。

(委員長)

じゃあ吉永先生おっしゃったように、隣接するところで、預かっていただくというわけではない、

(事務局)

わけではないってということですね。

(委員長)

ないわけなんですね。

(事務局)

で、事前に医療機関受診ってということになるので、その医療機関併設なので、そこに行ってもらってもいいんですけども、例えばかかりつけ医に見てもらってことになると、保育所から熱が出たっていう連絡が来て、でいったんかかりつけ医のところにもたその日に行って、そこからまた予約ですね、その病児病後児保育をやっている施設の予約の確認をして、いかなきゃいけないってことになるので、たぶんその日に預けるっていうのは、結構相当熱が出たその日にそのまま預けるっていうのは、結構な切羽詰った。

(委員)

具体的にね、当保育園の子どもで、ひまわり園が病児保育してますよね。で、ひまわり園さんに登録なさってて、病気になったときは、お母さんにお電話入れるんですが、そのときは、ひまわり園さんからお迎え来ていただきますっていう家庭が1件あって、となるとやっぱりその子はずっとひまわり園さん使ってもらえたんですね、それでうちの保育園来られたんですけども、だからそういう子どものことをよく知っていただいているっていうのが安心ですから、お母さん言っておられて。やはりこれからだんだんと女性の社会進出もちろん増加していくわけですけども、元々の社会進出なさってる方もですね、常勤の方とかですね、そんなに簡単にやっぱりお休みとれない。お休みをたくさん取るとやっぱり事業ないしは、そのお仕事に影響があるし、居辛くなるっていうふうなこともありますから。そのあたりは本当に厳しい状況ですよ。現状はね。

(事務局)

今施設長会議で、病児病後児保育のあの形で説明したんですけども、医師会との協議で、登録の話がね、登録、事前登録。

(委員)

はい、はい、はい。

I(事務局)

これについては非常にね、その情報をその1つの病院だけに提供する市の考え方とかですね、それから事務が非常に煩雑やというところで、医師会の理事会で登録をせずにですね、要はもう申請をしてもらって、当該のみらいのこどもクリニックさんで、診察してですね、そのままもう手続きして受けられる形にちょっと今年1年間それでやってみる形でね、非常に使い勝手が、使い勝手が良いような制度でという医師会から指導をいただいて、前日に病院へかかって、次の日に行ったときに4人になったのであかんということがないように、事前予約制で、電話で問い合わせるといこういう方向になりましたので、非常に事前にもう明後日から病児病後児保育使いたいんやっていうのも、事前の電話で、確認しながら予約して、手続きするようになりましたので、これまだ施設長会議のほうで変更になったことを説明してませんが、非常に簡潔になったということです。

(委員)

でも今は一院ですから、そちらへかからなければ見ていただけませんもんね。

(事務局)

市内の医院さんにかかって、意見書をもらってですね、その主治医さんに医師連絡表や、医師連絡表を書いてもらって、当日そこへ申請書に添付するという形にしたので、少しくらい使い勝手のよい形になったと思います。ただ、これはいつ病気になるかわかりませんので、推計は難しいので、議会にも定員3人かける延べ開放日数で、それくらいやとは言わしてもらいましたけど、それが見込みかどうか言うとうと。

(事務局)

そうですね、定員3人で、300日だったら900。

(委員)

あくまでも保護者責任の下ですもんね、そこはね。たぶん病児の非常時でしたら、ご利用になる方もあるかと思いますが、病後児となりましたらなかなか厳しいですよ。違う方向へ。お仕事場と違う方向であったりとか、お家とその仕事場との関係の中で、利用させていただくっていうのはよほど究極の場合のご利用ということの想定でしょうかね、今でしたらね。

(事務局)

診察が9時ですしね。

(委員)

そこからは厳しいですね。

(事務局)

それでオッケー出ても9時半。それから勤務行くとってなるとどうしても遅れてしまう。

(委員)

遅刻ですね。

(事務局)

そうですね。それはもうどうしようもないんです。診察時間に合わせるの。現実的には非常に難しいので、前日に地域の医者にかかっておいて、医師連絡表で次の日をお願いすると。こういうことになると思います。

(事務局)

だから、何日も続けて休めないよっていう人には、割とすごい助かるかなっていう部分もあるかもしれません。熱出して、次の日はちょっとどうしても休めないから利用しようかっていう利用の仕方だと効果はあるのかなと思います。

(委員)

学級閉鎖になっちゃったりとかして、そういうときになると一気にきちゃいますもんね。早い者勝ちなんですよ、簡単に言うとね。

(事務局)

簡単に言うと。

(委員)

早い者勝ちですよ。早く電話した人が勝ちみたいな。

(事務局)

1月2月多いですもんね。

(委員)

学級閉鎖で困ってる人がいますもんね。その病児病後児保育は親が就労してなくてもお願いすることは、定員さえ空いてれば可能なんですか。それとも就労してる方に限るんですか。

(事務局)

イメージしてるのは当然就労してる方なんですけど、例えば特定の1日だけ冠婚葬祭だとかどうしても自分としては外せない用事があるって、その日にピンポイントでそういう状況になったと。

(委員)

兄弟で病気になってしまって、片方が熱がすごく重くて病院で詰めなきゃいけないけど、下は治りかけで、病院の中、それを連れて歩くのは大変だから、ちょっとまだ病後だけ預けるところがなくてっていうときに例えば、今日そういう、家庭の事情で預けるとかもありませんか。それともやっぱり働くとか、その冠婚葬祭とかじゃないとだめなんですか。

(事務局)

その保育所の入所要件みたいに厳しく全部その要件をチェックするわけじゃないので、どちらかというところと一時預かりに近いような感覚で。

(委員長)

この2つ目のほうも一応論点として挙がっているんで、少し意見をいただけたらと思うんですけどね。

(委員)

保育所のほうでそういった教育の部分をフォローしていただくんだったら絶対もう移動することはないんじゃないですかね。わざわざ保育所から幼稚園に行きな おすってというのは、その子どもにとって環境も全部変えなきゃいけないし、親にとっても幼稚園入るとなったら、幼稚園だったら制服だとか、そういったものも全部揃えなきゃいけないわけで、経費がわざわざかかってくることをしないんじゃないかなっていうふうには。よほどでなければしないんじゃないかなと思います。吉永先生がおっしゃられた保育園での教育ニーズへの対応、何かしら動きはあるんですか。

(委員)

国の動きとここの動きですよね。名張市がどういう事業方向性を持っていくかということだと思うんですね。そのただ三重県の、三重県は条例ができるんでしょうか。

(事務局)

条例できますね。この施設系の認可は保育所も含めて県に残りますので、一応その一定の基準は県のほうで。

(委員)

そうですね、できますね。で、そこに私立の保育園の協議会っていうのがあるんですけど、そこでこないだから言ったのは、三重県のほうに保育所が認定子ども園を、子ども園を目指すときに、それはもう阻害しないといいますか、それは調整はしません、そういう方向性で県は指導してほしいっていうような要求は出してます。それは、幼稚園教育要領に基づいた保育指針ですから、全く違うことをしてるわけですが、やはりその住民の認識が弱いといいますか、それもうずいぶん思います。私も幼稚園でも長く勤めてますし、保育園でもいますけども、やっぱりお母様方は目に見えることが教育だというふうに思われるので、そのへんの啓発であったり、周知であったり、どうしていくかっていうのが、大変大きな課題なんですね。そうするともう1つはネームバリューですね。ネームバリューでどうかっていうことも今後関わってくるように思います。それはもう保育園の民営化になったところが、全体に意識されてるところじゃないかなっていうふうに思いますね。ここでそういうことを議論していただくというのは、ちょっと難しいというか別の話だと思いますけども、ですから名張市として、じゃあそこをどのように見ていくかっていうときに、幼稚園のこども園化ではなくて、全体のこの質と、質ですね、質の向上というところで是非お願いしたいなというふうに思いますね。あと住民意識の啓発ということもございますけども、本当に幼稚園では教育っていう言葉を普通に使いますよね。で、保育所っていうところももちろん教育という言葉を使いますが、学校教育の中の教育という認識っていうのは、幼稚園でも保育園でも3歳以上の子どもについては、市町の責任として担保していかないといけないってことは数年前に言われてますよね。そういうことがあるんですけども、やはりもう1つそれが住民のかたのほうに意識をしていただいてないのも現状かなと思いますね。それとバスですね、バスが走ってるということも大きいかなと思いますね。縦横にね、私立の幼稚園はもうバス使うんだと。そうするとバスがやっぱり便利だというニーズもありますよね。

(委員長)

でもやっぱり私立なんか見てますとね、バス待ちの時間をずっと子どもが保育されずに待ってるっていうようなね、実態があったりしますんで、バスが必ずしもいいって、保護者にとって利便性がいいけれども、子どもにとってどうなのかっていうところがやっぱりね。

(委員)

ですからそういう意味で、3, 4, 5歳以上の保育内容教育内容のスタンダードっていうふうな前々回のときは、意見が出て、意見ていいますか、そういう状況であったと思います。

(委員)

1つ聞きたいけどね、吉永さんね、教育レベルのなんていうか、数字の差とか、差ってというのは何なんです、指導者なんですか。

(委員)

誰が計るんでしょう。

(委員)

尺度がね、ちょっと今保護者も確かにわからん点があつたりするんだけど、幼稚園はどちらかと言うとライセンス持ってる人が多いやろうと、保育所は少し持っていないっていうか、少しそこで差があるような話出るじゃないですか。全国的にね、全国的な話としてね。だから、そのレベルっていうのは、何を基準に。それからここに書いている教育ニーズっていうのは一体何だろうっていうのは、ちょっと私わからないので、何なんですかね。

(委員)

これは私がお答えすることではないかと思えますけれども、前々回の委員会に出させていただいたときに、3, 4, 5歳児の子ども子どもといいますか、教育に対するスタンダード化っていうのは、やはり見える化ですよ。こういうものにしていきましょうという見える内容をスタンダード化してくださいっていうことだったと思うんですね。で、ライセンス云々て言いますのは、子ども園に関しましては、両面を持っていて一体化していくような方向性も今思っています。そして専門のいわゆる教育機関のほうのそういうライセンスももちろんですけども、ライセンスの方向、教諭のライセンスの方向を向いた専門機関の何ですか、そういう単位ですね、単位取得の方向も向いてるかにそれは聞かせていただいています。じゃあ現状どうかっていいますと、名張市でも今までの公立保育園は、もう両方のライセンスを持った人でないと、採用なってませんでした。そしてそのまま今民営化なりましてもほとんどの人が持っていますね。ただ保育所機能っていいますか、この養護、もしくは監護という言葉今また出てきていると思うんです。その部分はかなり逆に保育所機能に期待されてるところが出てきています。ここは本当に議論すべきかなともう1つ思いますね。やはりこの最近、昨今のいわゆる社会情勢の中での子ども、大きく議論が本当に出てくるかと思うんですけども、そういうふうな状況に変わってきてるんですね。国のほうの意向も。ですから、両方のライセンスの違いではなくて、機能として持たなければならないニーズっていうのは、かなり責任のあるものだと思います。保育所機能もそうです。もちろんもっと重いものが出てきていますし、もちろん教育機能っていうのも当然のようにありましたけれども。それをニーズ化していくっていうことも必要になると思います。

(委員)

それが成果があるとかないとかっていう判断はどういう形でするんですかね。要するに小学生とか中学生だと試験があってね、答え出すような。だけど、保育園についてはないでしょ。

(委員)

幼稚園とか保育所の違いではなくって、5歳児と3歳児を、先生、何年前でしたか、比較したときに、今の5歳児の子どもは3歳児くらいの運動力というようなことが出ています。それははっきりと文科省のほうから運動指針ていうのね、運動遊びの指針としてきっちり出てるわけですね。で、例えばそんなことにしても共有化していくっていうことがスタンダードに繋がるということに思いますね。例えばそんなところですね。その保育園の子どもはどうかって、幼稚園の子どもはどうかっていうようなそのような差は、あり、1年生入ったときの少しね、状態は多少、今。

(委員)

それも言いにくいわね。

(委員)

だから、成人してであったりね、本当にそうですよね、高齢者になってとか、人格形成がいかんできてきたかっていうところが問題だと思います。何が特化してできるかじゃなくて、そういうところに私たちは課題があると思ってますので、そこが議論できないと、難しいと思います。

(委員)

人格形成するためには、その幼児からそういう筋を教育するというのはなんとなくわかるんだけど、尺度がね、どうも、なんか尺度がないとなんか計り知れないかなと思ったり。

(委員)

やっぱり幼児教育って目に見えない教育っていうふうに言われているので、なかなか尺度が計るっていうことがしにくいものではないかなっていうふうに。

(委員)

しにくいと思いますよ。私もしにくいからお聞きしてるんですけどね。

(事務局)

でもね、1つだけ目に見えるのがあって、本の量。要は幼稚園ってやっぱり教育ってというのが前面に出るんで、例えば名張幼稚園は何でしたっけ、図書室っていう

んでしたっけ、

(委員)

あります。

(事務局)

ありますよね。じゃあその保育所で専用の図書室があるかっていうとやっぱりないんですよ。やっぱりそういうのがそういう保護者の意識の中にもこう出てきて、やっぱり幼稚園っていうのはそういうところを前面に押し出せるんで、なんかこう質が高いっていうようなものが、上手く作り出せるんです。保育所っていうのはどうしてもその預かる人数をこう何とか今入れなきゃいけないっていうのに必死で、どうしてもやっぱりそこで差が出てきてしまう。目に見えるものが私の中の解釈では本っていうのがすごい分かりやすい。

(委員)

本ともう1つ保健ですね。

(事務局)

保健。

(委員)

保健とね、それは設置基準にあるんです。幼稚園の場合は。で、保育園の場合はなくとも大丈夫、だけど、今度こども園になってきますと、そういうものが設置必要になってきますよね。そういう意味では、質を高めるという1つの基準には確かになっていくかと思います。それはどこがどうするかっていうのは、やっぱり行政のお仕事やと思うんですけども、

(事務局)

だから保育所もその認定こども園っていう形で、その教育機能っていうのを前面に押し出さなきゃいけないっていうようなある程度形にもって行って、その保育の量、教育の質っていうのを両方高めていくっていう視点でやっていくべきなのかなっていうところですね。

(委員)

今も言われてたんですけども、親の知識のなさなのかもしれないですけども、前回もたぶんずっと言わせていただいているんですけど、名張幼稚園とかであれば、要するにその人数が今少ない状態で、そういうたぶん僕の中で一番思ってるのは、子ども園とかに一番最初にそういうところをもっていかれるんじゃないかってい

うところを考えてるんですけど、僕の中では前も言ってますけど、いいんですけども、やっぱりその親御さんが保育を入れることに対してやはり抵抗を感じてはるっていうのは、そういう知識のなさっていうのがものすごい感じるところでもあって、やっぱり行政の方をお願いしたいのは、今言われたようなやはりその全面的にその教育を出してるからっていう部分だけをとらえられて、保育が入ってくることに對して、変化があるものに対してはすごいたぶん誰でもまずは拒むんだと思うんですけども、やっぱりそういうところの壁をまず最初にとっぴらっていただきたいのかなというのが、どっかにもあったその行政からちゃんとした説明が必要かなっていうところは、説明責任っていうところたぶん書いてあったと思うんですけども、やはり親、保護者、うちの保護者もそうなのかもしれないですけども、やはりすごい抵抗を感じる方がまだおられるのかなっていうのがすごい残念なんですけども、あるのかなっていうのがすごいあるので、そこに関してできれば、僕は全然前も言ってるんですけど全然やっぱりどんどん進めて幼稚園としても進めていただきたいですし、保育所側としても進めていきたいことやと思うんですけども、こういうなんか逆の意見が出てきてしまっている部分っていうのがすごい残念なのかなと。保護者は保護者でわかってないんで、取り合えず反対しとけみたいになってるのが、ものすごいもったいないなっていうのがあって、やっぱり名張市として進めていくのであれば、やはりその名張市としてやはり結果を出す。結果って言ったら言葉悪いものなんですけど、やっぱりその親御さんにもレベルアップしてもらおうっていうか、全員がやっぱりそういう意識を持っていただかないと難しいのかなっていうのがあって、ちょっと今言われて、親はたぶん知らないだろうなっていうのが、すごい思ったんで、お願いしたいなと。

(事務局)

今の話ですけどもね、本当にその部分、認定こども園、総合こども園からまた変わって認定こども園ですけども、要は認定こども園が、目指すべき方向性って何かあって問題です。これは全国で明確にしないことには、一向に進んでいかへんやないかっていうことがあって、今年やっとなら1月から、要は認定こども園の保育指針を、要はこんな形で目指そうという指針をですね、今議論されてるということで、これに合わせて、名張市も今、名張市の認定こども園を含めた幼児教育のあり方を勉強してもらおうと。策定していこうというこんな考えで今提案をさせてもらってます。今の段階ではね、開始から重々言われてますねんけども、僕自身も名張市の認定こども園をして、その園の子どもたちがこんなことになりますよっていうところがですね、描けないところは事実として、更には経営者に、認定こども園しますと、運営費がこんだけ付きますよっていうところをですね、お示しするまず材料がございませんので、これについては、今後、これと平行してしっかりと名張市のその目指すべき認定こども園を明確にさせていただいて、とりあえずはこの場でご理解いただいて、保護者に周知をしてまいりたいと、このように思っています。

(委員)

これ三重県6件あるけどさ。市の名前皆わかってんの。

(事務局)

伊勢市とあと菰野町ですね。

(委員)

菰野町、伊勢。

(事務局)

それだけです。

(委員)

鈴鹿言うたな、さっき。

(事務局)

鈴鹿違いますね。伊勢と菰野町だけです。伊勢はもう一元化するっていう整備計画を立てて、ずっとこうやってきたんです。

(委員)

菰野町はあれなんか村づくり町づくり上手いところやな。

(委員)

6園やけどその中で、

(事務局)

6園あって、菰野町ですよ。2園、そのうちの2園ですよ。

(委員)

これ菰野町に集中してんな。

(事務局)

伊勢が4つ。

(委員)

伊勢4つもあるの。

(事務局)

伊勢4つ、菰野が2つ。

(事務局)

菰野町2園で来年からもう1園増えるって。

(委員)

この紙にみな書いてくれているやんな、今言うてるやつ。1枚の紙のやつ。2番以降、一方でっていうところから。今部長言ったようなことも。

(委員)

この紙を次の子ども権利委員会にこうでしたって、提出するんですか。議論の内容について。

(事務局)

この議論の経過ということで、これを資料として出すか、口頭で説明するかっていうどちらかですかね。もしこれで異論なければ、ペーパーを議論の経過という形で参考資料として、お配りをして、説明をさせていただくという形が一番いいのかなと思ってますけど。はい。

(委員)

その説明のときに、今あった保育所からのこども園の教育ニーズのっていう話も入れてっていうことですね。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

今の段階では、幼稚園から認定こども園に移行するっていうことは、考えられますけども、保育園が認定こども園にっていうことは、そういうあれではないわけですね。保育園は保育園のままで残っていく。

(事務局)

そうですね、保育園はまだ定員を超えて受けておりますので、反対にですね。

教育ニーズを受け取るほどの余裕がとて、余裕がというか、教育をする部屋、場所というのがね、現実的にはちょっと難しい。

教育ニーズを受け取っちゃうと、その保育ニーズがある子どもがまた更にこうはじかれてしまうっていう状況がありますので、そこらへんを全体としてのパイを広

げることが大前提で、全体としてのパイを広げて、かつその保育所の中身も高めていこうと、質のほうも教育ニーズに十分対応できるような形で、ということです。

(委員長)

はい。

(委員)

先ほど2番の事業量の見込みの設定なんですけれども、いろんなご意見がありましたので、元に戻ったら、やっぱり計算方法、算出方法に何か入れていただくっていうことですね。その加味する内容っていうか。

(委員)

加味する内容入れやんといかんね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

どんな考え方でって言うて。

(委員)

ですね。たぶんこのままの計算方法、算出方法だとちょっと無理が出て。

(事務局)

苦しいと思います。

(事務局)

今日特に事業量の見込みのところ、ちょっとこの額面通りに受け取ることはどうなのかなっていう部分をご指摘いただきましたので、その部分をちょっとどういうふうに事業計画の中に盛り込んでいくかというのをまた整理をして、提示をさせていただければなと思います。またこれちょっと県との協議等々もありますので、そこらへんのちょっと経過も入れながら、ちょっと今後出させていたきたいなと思います。これ一時預かり、これ一応3倍っていう計算になってるんですけど、これ一時預かりの現状というかこの利用がどんどん増えていくっていうような、増えてくかなとは思ってるんですけど。

(委員)

これ私が思いますのに、やはり待機児童の多さも大きいかなと。それで、私ども

のほうも勤務がその今の要件に合わない方がいるんですね。毎日行ってますけれど、時間数が短いとか、小さいお子さんで、その方たちはやはり3日、4日を超えて、一時預かりをお願いしたいって来られるんです。それをどうするかっていうのは、ですから、「3日以上は」とかいうふうな形で、お断りしますけれども、一応ニーズに合わせた考え方、もしくは対応も変えていただくというような形の方法なりしてですね、そこのご両親の方の気持ちもわかっていますけれども、現状そういう数多いんじゃないかなと思いますね。ですから、でも制度的には27年度変わりますよね。その就労要件が少し変わりますよね。それによってはお入りになっていただけなので、一時預かり少なくなることもあるかもわかりません。

(事務局)

そうですね、3歳未満児のこれだけの保育利用率をよう受け入れやんで、一時預かりに流れてますのでこのことによって保育サービスを提供してあげれば、一時預かりが減っていくということですので、3歳未満児の保育利用率がもっと増えるんじゃないかなという、それを受け入れられましたら一時預かりは減っていくと。

(事務局)

今の名張市の保育所の入所要件だと月何時間っていう制限がないんですよ、実は。月、12日以上働いているとかっていうことで、特にその何時間働いてなきゃいけないとかっていうのがないんですが、これがその新しい制度においては、その就労時間の要件を入れていきなさいということになってまして、それが一応国から示されてる最低の時間が48時間ということで、一応これがマックスというかその保育ニーズのマックスということで、この月48時間働いている方は、その保育所入所要件に入ってきて、それ以下の方は入所要件に入っていないというまあ、この明確な時間上の線引きが27年度からどうしても出てくるということで、今でも月12日以上なので、この48時間から大きくかけ離れているっていう実態ではないので、そんな大きな混乱はないと思うんですけども、ちょっとその点だけ、注意書きのほうに書かせていただいています。

(委員長)

どうでしょうか？その他のことで何か事務局のほうから…

(事務局)

今日の議事についてはないんですが、以前から申し上げてるように公定価格という形でこの新しい認定こども園に対するランニングコストの部分が、どの程度国のほうから出てくるかだとか、そういったものが今月末か4月に出てきますので、それを受けてまたこの専門委員会のほうで引き続きご議論賜りたいと思っておりますので、また次回以降についてはちょっとスケジュールを見ながらご連絡させても

らおうと思っておりますので、また来年度も引き続き長丁場になりますけれどもぜひお願いいたします。

(委員長)

わかりました。それでは時間もそろそろ来ますので、これで第4回子ども・子育て支援事業計画専門委員会を終わらせていただきます。